

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

郵送による提出をお願いします。



郵送による申告方法

【郵送での申告を簡略化しました】

下記の「記載事項」の記入と「添付資料」を同封するだけで郵送による申告が可能です。「記載事項」以外の記入に不足があった場合でも、詳細については職員が添付資料を確認し、各所得・所得控除に関する内容を補完します。そのため、添付資料がある人は必ず同封してください。資料の同封がない場合は、控除の適用ができませんのでご注意ください。

■記載事項

【必ず記入】

- 住所・氏名・生年月日・電話番号など本人に関する事項

【該当する場合、必ず記入】

- 配偶者控除（配偶者特別控除）・扶養控除に関する事項
- 障害者控除に関する事項
- 寡婦控除・ひとり親控除に関する事項
- 勤労学生控除に関する事項

申告書の内容について確認させていただく場合がありますので、電話番号の記入を忘れずをお願いします。

■添付資料(コピー可)

【収入に関する書類】

- 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金等の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産の収支内訳書
- 報酬・料金の支払調書
- 個人年金の支払証明書 など

医療費控除には明細書の作成・添付が必要です。領収書のみでは医療費控除が受けられません。（詳細は8ページ）

【控除に関する書類】

- 医療費控除の明細書（領収書は提出不要、自宅で5年間保管）
- 社会保険の控除証明書（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など）
- 生命保険・地震保険の控除証明書
- 寄附金（ふるさと納税含む）の証明書、受領証
- 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書の写し など

郵送先

〒819-1192
福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
糸島市役所 市民部 税務課 市民税係
同封の返信用封筒（緑色）をご利用ください。

申告期限は令和7年3月17日（月）です。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					円
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

○所得の内訳 (源泉徴収税額) (8 配当所得に関する事項 9 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項) を除く

所得の種類	種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	専従者控除額	青巴申告特別控除額
		円	円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費	
		・	円	円	
		・			
		・			
		・			
				国外株式等に係る外国所得税額	円

9 雑所得 (公的年金等以外) に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額 - 特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					円
一時						円
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。						ニ 合計 イ + [(ロ + ハ) × 1/2]

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	大昭平令	専従者給与 (控除) 額
1			・	円
2			・	円
3			・	円
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし		合計額 (人)

13 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
福岡県の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
条例指定分	円
福岡県	円
糸島市	円

12 別居の同一生計配偶者・扶養親族等に関する事項

氏名	住所	生年月日	大昭平令
1			・
2			・
3			・

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額に関する事項

令和4年度から令和5年度までに市県民税申告をした特定配当等・特定株式等譲渡所得について、繰越損失控除があるので下記のとおり申告します。

特定配当等	所得金額	住民税の源泉徴収税額
総合課税分	円	円
分離課税分	円	円
特定株式等譲渡所得		

15 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	大昭平令	特別障害者に該当する場合	身体療育精神	級度
1			・			
別居の場合の住所						

申告書の書き方

記載内容に不足がある場合でも、詳細については職員が添付資料を確認し補完しますので、添付資料を必ず同封してください。また、配偶者控除・扶養控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・障害者控除については添付資料での確認だけでは不十分な場合があるため、必ず申告書の各欄に記入してください。

収入金額等に関する事項

④ 営業等・農業・不動産所得

営業等（自営業や保険外交員など）、農業や不動産の収入がある人は、申告書裏面の『7 事業・不動産に関する事項』に記入のうえ、「**収支内訳書（収入や経費の計算書）**」をご自身で作成し、添付してください。

※事業専従者がいる場合は、収支内訳書に記載した専従者について、裏面の『11 事業専従者に関する事項』に記入してください。

⑤ 給与所得（詳細は6ページ）

給与所得がある人は「**令和6年分給与所得の源泉徴収票**」を添付してください。

源泉徴収票がない人は、裏面の『6 給与所得の内訳』欄に、各月の月収と合計額、勤務先所在地、勤務先名、電話番号を記入してください。

※給与収入金額が850万円を超える人で、①特別障害者に該当する人、②23歳未満の扶養親族を有する人、③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する場合のいずれかに該当する人は、所得金額調整控除の対象となります。裏面の『15 所得金額調整控除に関する事項』に記入してください。

⑥ 雑所得（詳細は6ページ）

●公的年金所得がある人は、「**令和6年分公的年金等の源泉徴収票**」を添付してください。

●業務雑所得（原稿料や講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、シルバー人材センターの配分金など）やその他雑所得（生命保険年金に基づく個人年金など）がある人は、裏面の『9 雑所得（公的年金以外）に関する事項』に記入のうえ、**支払証明書**などを添付してください。

⑦ 総合譲渡所得

自動車や骨とう、ゴルフ会員権などの資産の譲渡から生じる所得は総合譲渡所得になります。譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期（保有期間が5年以下の資産）と長期（保有期間が5年を超える資産）に分けられます。これらがある場合は、裏面の『10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項』に記入してください。

⑧ 一時所得

生命保険契約や損害保険契約に基づく満期返戻金や賞金などがある人は、裏面の『10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項』に記入のうえ、**支払証明書**などを添付してください。

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑨ 社会保険料控除

令和6年中に支払った国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などがある場合は、表面の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』の「⑬」欄に記入のうえ、**支払証明書**または**領収書**を添付してください。

⑩ 生命保険料控除（詳細は7ページ）

表面の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』の「⑮」欄に支払った保険料を記入のうえ、**控除証明書**を添付してください。

⑪ 地震保険料控除（詳細は7ページ）

表面の『3 所得から差し引かれる金額に関する事項』の「⑯」欄に支払った保険料を記入のうえ、**控除証明書**を添付してください。

① 寡婦・ひとり親控除（詳細は7ページ）

該当の場合は、寡婦控除またはひとり親控除を丸で囲んでください。寡婦控除の場合は、死別、離別、生死不明、未帰還のいずれかを丸で囲んでください。

① 勤労学生控除（詳細は7ページ）

該当の場合は、勤労学生を丸で囲み、在籍の学校名を記入してください。未成年（平成19年1月3日以降生まれ）の場合は、未成年を丸で囲んでください。また、**学生証の写しを添付してください。**

㊀ 障害者控除（詳細は7ページ）

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者に該当する場合は、氏名と障害の程度を記入のうえ、**障害者手帳または療育手帳または障害者控除対象者認定書の写しを添付してください。**

① 配偶者控除・配偶者特別控除（詳細は7ページ）

配偶者の氏名、生年月日と個人番号（マイナンバー）を記入してください。

㊀ 扶養控除（詳細は7ページ）

被扶養者の氏名、生年月日、同居・別居の区分、続柄、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

㊀ 雑損控除

令和6年中に災害や盗難、横領により資産に損失を受けた場合は、損失の金額および災害に関連した金額などを記入してください。

※災害や火災などで資産に損害を受けた場合は、**罹災証明書や保険金支払証明書を添付してください。**

㊀ 医療費控除（詳細は8ページ）

本人や本人と生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合は、「**医療費控除の明細書**」または「**セルフメディケーション税制の明細書**」をご自身で作成し、添付してください。領収書の添付は不要です。また、領収書の添付だけでは医療費控除の適用を受けることはできません。

※支払った医療費が戻ってくる制度ではありません。

※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、「㉗」欄の「選択する」にチェック してください。令和6年中に一定の取り組みを行ったことを証明する書類（健康診断の受診や予防接種を証明する領収書、健康診断の結果通知表の写しなど）は自宅で5年間保管してください。なお、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、**従来の医療費控除と選択適用**となりますので、従来の医療費控除と重複して適用を受けることはできません。

その他の事項

㊀ 所得の内訳（源泉徴収税額）

添付する収入に関する書類について、生じた所得の種類、種目（わからない場合は空欄可）、支払者の会社名、収入金額、源泉徴収税額を、源泉徴収票等を基に記入してください。

㊀ 寄附金に関する事項

令和6年中に2,000円を超える寄附金を支払った場合は、寄附金の種類に応じて各欄に記入のうえ、**寄附金の受領書を添付してください。**

㊀ 特定配当等・特定株式等譲渡所得の繰越損失控除について（経過措置）

特定配当等・特定株式等譲渡所得について、令和6年度から所得税と市民税・県民税の課税方式を統一することとなりましたが、令和4年度から令和5年度までの市民税・県民税申告をしている人で所得税と市民税・県民税の損失額が異なる場合は、経過措置として市民税・県民税申告が可能です。

参考資料

○税額の計算方法(総合課税分)

年 税 額	=	均等割額		
		市民税3,000円 + 県民税1,500円		
		+		
		所得割額		
		課税標準額 (前年中の総所得金額－所得控除額)	×	税率 (市民税6%+県民税4%)
		+		
		森林環境税額		
		国税1,000円		

※なお、分離課税に係る計算方法は異なります。

◎所得関係

●給与所得の金額

給与等の収入金額	給与所得の金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額÷4 (千円未満の端数切捨て) = X X × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	X × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	X × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	収入金額 - 1,950,000円

【所得金額調整控除】

(1) 子育てや介護を行っている者

給与収入が850万円を超える者で、次の条件のいずれかに該当する者

- ①特別障害者に該当する者
- ②特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者
- ③23歳未満の扶養親族を有する者

控除額 = {給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者

給与所得控除後の給与等の所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者

控除額 = {給与所得控除後の給与等の金額(10万円超場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円

●年金所得の金額

年齢	公的年金等の収入金額 (Y)	公的年金に係る雑所得の金額		
		(Y) 以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和35年1月2日 以後に生まれた方	～ 1,299,999円	Y - 600,000円	Y - 500,000円	Y - 400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	Y × 75% - 275,000円	Y × 75% - 175,000円	Y × 75% - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	Y × 85% - 685,000円	Y × 85% - 585,000円	Y × 85% - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	Y × 95% - 1,455,000円	Y × 95% - 1,355,000円	Y × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	Y - 1,955,000円	Y - 1,855,000円	Y - 1,755,000円
65歳以上 昭和35年1月1日 以前に生まれた方	～ 3,299,999円	Y - 1,100,000円	Y - 1,000,000円	Y - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	Y × 75% - 275,000円	Y × 75% - 175,000円	Y × 75% - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	Y × 85% - 685,000円	Y × 85% - 585,000円	Y × 85% - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	Y × 95% - 1,455,000円	Y × 95% - 1,355,000円	Y × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	Y - 1,955,000円	Y - 1,855,000円	Y - 1,755,000円

●分離課税所得の申告方法

申告分離課税の所得がある場合は、別途「分離課税等用」申告書による申告が必要になります。土地建物等の不動産や株式等を売却した所得(譲渡所得)、先物取引に係る雑所得等があった人で、所得税の確定申告が必要なかった人でも、市民税・県民税の申告は必要です。

※市町村などに不動産などを売却し、収用として取り扱ったものは、収用証明等の提示が必要です。

※分離課税所得等用の申告書は、市役所税務課の窓口にあります。

※上場株式等で特定口座の源泉徴収口座で管理されている株式等譲渡所得は、配当所得と同様に市民税・県民税の株式等譲渡所得割が特別徴収されているため、申告の義務はありません。申告する場合は、配当所得と同様に裏面の『14 配当割額又は株式等譲渡所得割額に関する事項』を記入します。また、上場株式等の配当所得について、申告分離課税を選択した場合は、過去3年間以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額との間で損益通算できます。

◎控除関係

控除の種類					
生命保険料控除	旧契約 (H23. 12. 31以前)	支払った保険料		控除額	
		15,000円以下		支払額の全額	
		15,000円超 40,000円以下		支払額×1/2+7,500円	
		40,000円超 70,000円以下		支払額×1/4+17,500円	
	新契約 (H24. 1. 1以後)	70,000円超		35,000円(限度額)	
		12,000円以下		支払額の全額	
		12,000円超 32,000円以下		支払額×1/2+6,000円	
		32,000円超 56,000円以下		支払額×1/4+14,000円	
	56,000円超		28,000円(限度額)		
	※一般生命保険料、介護保険料、個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)				
※一般生命保険料または個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)					
地震保険料控除	地震保険	支払った保険料		控除額	
		50,000円以下		支払額×1/2	
	50,000円超		25,000円(限度額)		
	旧長期保険	5,000円以下		支払額の全額	
		5,000円超 15,000円以下		支払額×1/2+2,500円	
15,000円超		10,000円(限度額)			
※地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、上の算式により計算した控除額の合計額(限度額25,000円)					
配偶者控除	配偶者の年齢	納税者本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	70歳未満	33万円	22万円	11万円	
	70歳以上	38万円	26万円	13万円	
※生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の場合					
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
扶養控除	一般の扶養親族	昭和30年1月2日から平成14年1月1日生まれ(23歳以上70歳未満) 平成18年1月2日から平成21年1月1日生まれ(16歳以上19歳未満)		33万円	
	特定扶養親族	平成14年1月2日から平成18年1月1日生まれ(19歳以上23歳未満)		45万円	
	老人扶養親族	昭和30年1月1日以前生まれ(70歳以上)		本人または配偶者の直系尊属で、本人または配偶者と同居 上記以外の老人扶養親族	45万円 38万円
		※生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が48万円以下の場合			
障害者控除	その他の障害	本人または同一生計配偶者、扶養親族が障がい者の場合		26万円	
	特別障害	本人または同一生計配偶者、扶養親族が特別障がい者の場合 (身体障害者手帳1級・2級の人や精神障害者保健福祉手帳1級の人など)		30万円	
	同居特別障害	特別障がい者である同一生計配偶者、扶養親族と同居している場合		53万円	
ひとり親控除	現に婚姻をしていない、または配偶者が生死不明となった人で、総所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有し、合計所得金額が500万円以下の場合			30万円	
寡婦控除	ひとり親控除に該当しない人のうち、合計所得金額が500万円以下で、次の①または②に該当する場合 ①夫と死別または夫が生死不明となった後に婚姻をしていない人 ②夫と離別した後に婚姻をしていない人で、扶養親族を有している人			26万円	
勤労学生控除	前年の給与所得が75万円以下で給与所得以外の所得金額が10万円以下の勤労学生			26万円	
基礎控除	納税義務者の合計所得金額	2,400万円以下		43万円	
		2,400万円超2,450万円以下		29万円	
		2,450万円超2,500万円以下		15万円	

申告書の作成に、「住民税額シミュレーションシステム」をご活用ください。

【住民税額シミュレーションシステムでできること】

- 市民税・県民税額の税額試算
- 市民税・県民税申告書の作成（作成した申告書は郵送により提出してください。）

詳しくは、糸島市ホームページをご覧ください。



サイト内検索

住民税額シミュレーション × 検索

手軽で便利！



医療費控除の適用を受ける際は、明細書をご自分で作成し添付してください。

【明細書の記載例】

① 年分 医療費控除の明細書【内訳書】
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

氏名

1 医療費通知に関する事項

右記の(1)～(3)を記入します。
右記の(1)～(3)を記入します。右記の(1)～(3)を記入します。右記の(1)～(3)を記入します。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる額
円	円	円

②を除き令和6年1月～12月に支払った医療費の領収書をもとに記入

2 医療費（上記1以外）の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます

③

誰が

どこで

支払金額（同じ病院の一年間のまとめた額）

支払金額のうち補てんされた額

この明細書は、申請

医療費通知（医療費のお知らせなど）がある人は記入

※医療保険者が発行する医療費通知（医療費のお知らせなど）に記載がある医療費分は明細の作成が省略できます。（医療費通知を添付してください。）

上記①～③の項目を記載し、明細書は自分で用紙（国税庁ホームページ掲載の様式、便せんなど）を作成してください。

※明細書の添付がない場合、医療費控除は適用できません。

※領収書は自宅で5年間保管です。領収書を郵送しないでください。

※公共交通機関以外の交通費（タクシー代、ガソリン代、駐車場代など）は、必要性がある場合（夜間の診療のため公共交通機関が動いていないなど）を除き対象外です。

◎控除額の計算

A	支払った医療費	(合計) 円
B	保険金などで補てんされる金額	
C	差引金額 (A-B)	(マイナスのときは0円)
D	所得金額の合計額	
E	D × 0.05	(赤字のときは0円)
F	Eと10万円のいずれか少ないほうの金額	
G	医療費控除額 (C-F)	(最高200万円、赤字のときは0円)

本人確認書類について

申告書の提出の際には、マイナンバーの記載＋本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示または写しの添付が必要です。

◆マイナンバーカードをお持ちの方
マイナンバーカードの写し（裏表）

◆マイナンバーカードをお持ちでない方

<番号確認書類>

- ・マイナンバー通知カードの写し
- ・個人番号が印字された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書の写し

いずれか一つ

<身元確認書類>

- ・運転免許証の写し
- ・公的医療保険の被保険者証の写し
- ・パスポートの写し
- ・身体障害者手帳の写し など

いずれか一つ

申告についてのお問い合わせ

電話の際はお掛け間違いにご注意ください。

市民税・県民税の申告

糸島市役所 税務課 市民税係
【電話】092 - 323 - 1111（代表）



所得税および復興特別所得税の確定申告

国税相談専用ダイヤル
【電話】0570-00-5901

西福岡税務署

【電話】092 - 843 - 6211（代表）

